平成１９年（再イ）第１６４号
東京都あきる野市油平126番地15
再生債務者　桂　　貴史
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成21年７月15日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（再イ）第３９号
山形県鶴岡市稲生１丁目９番31号、開始決定時の住所東京都武蔵野市関前４丁目４番26号　Ｋ・Ｉコーポ２・105
再生債務者　鈴木　和典
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成21年７月15日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（再イ）第３４３号
堺市西区浜寺諏訪森町西１丁８番地24
再生債務者　米津　博志
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成21年７月15日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２１年（再ロ）第９号
秋田県潟上市天王字一向43番地21
再生債務者　丸谷　　健
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年８月６日まで
4　一般異議申述期間　平成21年８月20日から平成21年８月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（再ロ）第３号
鳥取県米子市両三柳2768番地５
再生債務者　川内　由理
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年８月６日まで
4　一般異議申述期間　平成21年８月20日から平成21年９月３日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（再ロ）第４号
鳥取県米子市両三柳2768番地５
再生債務者　川内　尚彦
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年８月６日まで
4　一般異議申述期間　平成21年８月20日から平成21年９月３日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（再ロ）第３２号
大阪市都島区都島南通１丁目５番13―106号
再生債務者　島田　　徹
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年８月12日まで
4　一般異議申述期間　平成21年８月17日から平成21年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第４４号
大阪市旭区赤川４丁目９番17号
再生債務者　松下　　隆
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年８月12日まで
4　一般異議申述期間　平成21年８月17日から平成21年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第２号
兵庫県川西市鴬の森町５番11号
再生債務者　齋藤　勝弘
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年７月３日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年８月５日まで
平成21年７月15日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２０年（再ロ）第７号
新潟県胎内市乙1199番地３
再生債務者　田村香代子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年６月29日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年８月６日まで
平成21年７月16日
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（再ロ）第２号
岡山市北区今７丁目20番15号　兼本良雄方
再生債務者　井上　恵子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年７月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年８月６日まで
平成21年７月16日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（再ロ）第７号
大阪府阪南市桃の木台４丁目10番地の10
再生債務者　大出　裕司
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年７月13日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年８月13日まで
平成21年７月16日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第１号
北海道留萌市南町４丁目107番地の26
再生債務者　廣島　保信
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年７月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年８月17日まで
平成21年７月16日　旭川地方裁判所留萌支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２０年（再ロ）第３号
神奈川県相模原市南台３丁目４番38号　エミナンス南台202号室
再生債務者　安井　信人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月14日
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（再ロ）第７号
堺市南区庭代台３丁９番85号
再生債務者　南部　ちえ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月14日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第８号
仙台市若林区大和町１丁目12番17号
再生債務者　櫻井きよみ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月15日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２１年（再ロ）第１号
鳥取県鳥取市気高町宝木820番地11
再生債務者　田中　浩二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月15日　　鳥取地方裁判所民事部

平成２０年（再ロ）第１７号
愛媛県東温市北野田1214番地２
再生債務者　高須賀　眞
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月15日　　松山地方裁判所

給与所得者等再生による変更再生計画認可

平成２０年（再ロ）第２号
三重県松阪市小黒田町376番地51
再生債務者　長井　俊樹
1　主文　本件変更再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月13日までの意見聴取期間が経過した変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月15日　　津地方裁判所松阪支部